

令和6年12月26日(木)
14時30分～

第23回奈良県税制調査会資料 ①

■奈良県森林環境税について

奈良県総務部税務課



1. 奈良県森林環境税導入の経緯	... 3
2. 奈良県森林環境税及び使途事業	... 4
3. 奈良県森林環境税使途事業の実績	... 5
4. 本県の森林・林業の近年の動向	... 6
(1) 新たな森林環境管理制度の導入推進	... 7
(2) 奈良県フォレスターアカデミーでの人材養成	... 8
(3) 木材生産量の減少	... 9
5. 次期森林環境税使途事業の方向性	...10
参考：施業放置林の定義の見直し	...11

1. 奈良県森林環境税導入の経緯

県では、平成18年度より、「奈良県の豊かな森林を貴重な県民全体の環境資源として、将来に引き継ぐ」ことを目的として、県独自に奈良県森林環境税を導入

奈良県森林環境税条例（抜粋）

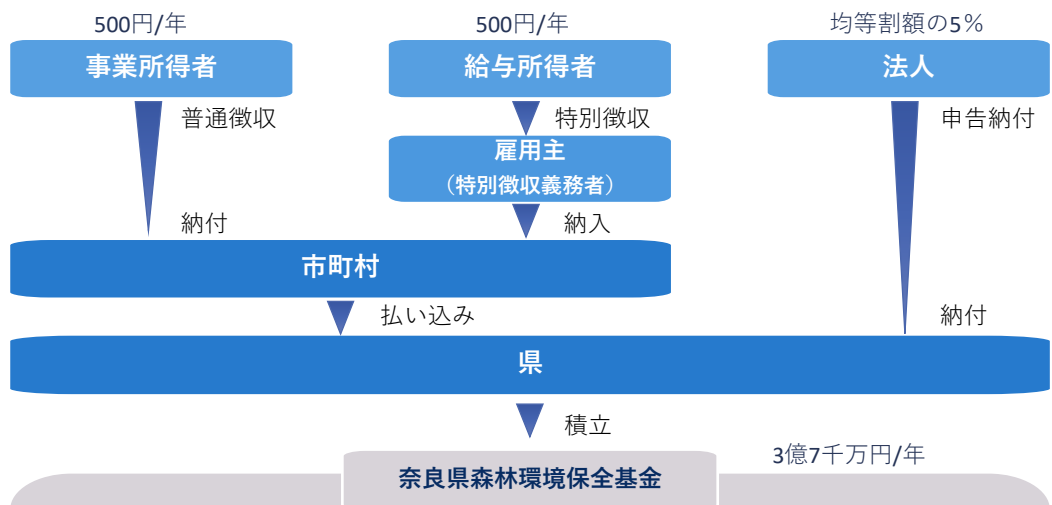
（課税の趣旨）

第一条 県は、県土の保全、災害の防止、自然環境の保全、水源のかん養等すべての県民が享受している森林の有する公益的機能の重要性をかんがみ、県民の理解と協力の下に、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策に要する経費の財源を確保し、ひいては林業労働者の雇用の確保等に資するため、奈良県税条例に定める県民税の均等割の税率の特例として森林環境税を課する。



【課税のしくみ】

- 課税方法：「県民税均等割」に上乗せする方法
- 税率：個人：年額500円
法人：森林環境税課税前の均等割額の5%相当額



森林をすべての県民で守り育てるという意識の醸成と、森林環境の保全に関する施策



施業放置林の解消



森林環境教育の推進



森林生態系の保全

2. 奈良県森林環境税及び使途事業

平成18年度の奈良県森林環境税導入以来、5年ごとに使途の検討・見直しを行いながら、施業放置林の整備、里山整備の推進、森林環境教育の推進等を実施

- (1) 令和元年度からは、国) 森林環境譲与税が市町村に譲与されることを受けて、第3期まで実施していた強度間伐・里山整備については市町村が国) 譲与税で実施することとして整理。また、森林環境教育・森林生態系の保全についても、県税においては広域事業のみを実施することとして整理した。
- (2) 第4期からは、奈良県の「新たな森林環境管理制度」の導入を受けて、混交林誘導整備、フォレスターアカデミーにおける人材養成を新たな使途事業として導入。

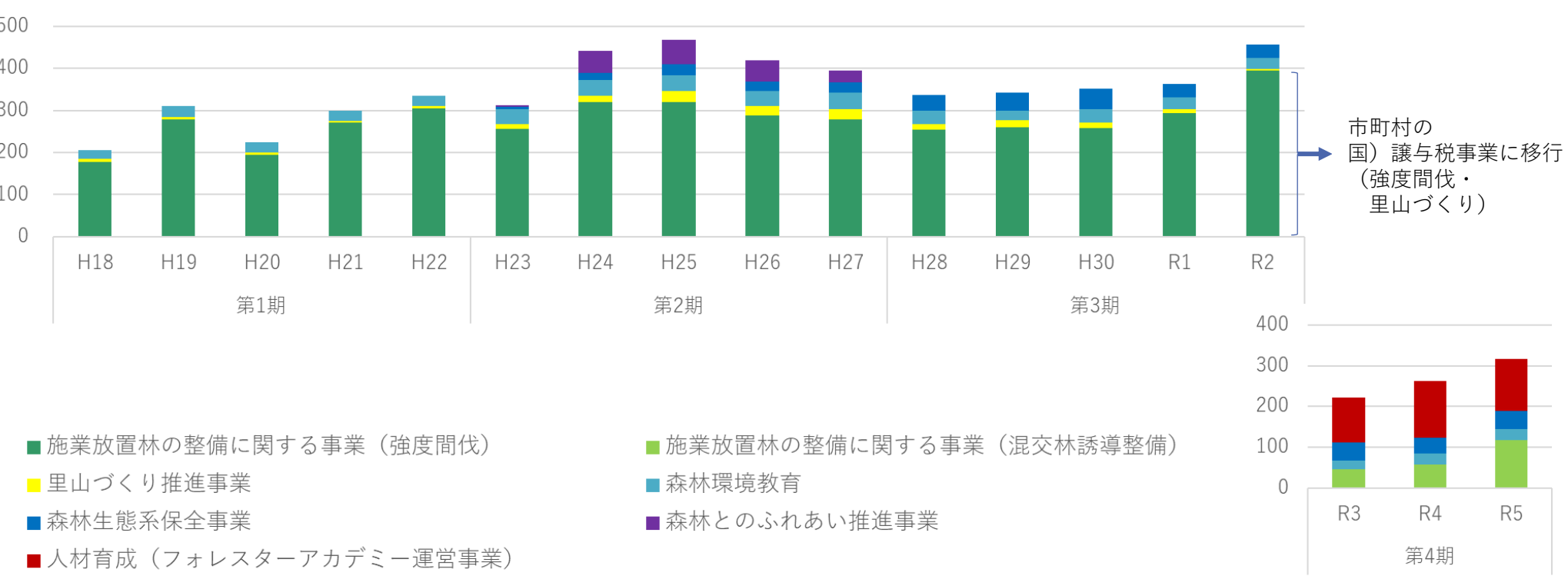


3. 奈良県森林環境税使途事業の実績

平成18年度に導入してからの使途事業の実績は以下のとおり

施業放置林整備（第1期～）	4,370百万円	里山づくり推進事業（第1期～第3期）	184百万円
森林環境教育推進事業（第1期～）	521百万円	森林生態系保全事業（第2期～	416百万円
森林とのふれあい推進事業（第2期）	191百万円	人材育成（フォレスターアカデミー運営）（第4期～）	375百万円

県森林環境税使途事業の事業費の推移



4. 本県の森林・林業の近年の動向

- 令和2年11月税制調査会の答申以降の主な動向（項目）

- （１）新たな森林環境管理制度の導入推進
- （２）奈良県フォレスターアカデミーでの人材養成
- （３）木材生産量の減少

4. (1) 新たな森林環境管理制度の導入推進

- ・ 奈良県では、令和2年度に「奈良県森林環境の維持向上により森林と人との恒久的な共生を図る条例」を制定
- ・ スイスの森林環境管理制度を参考に、新たな森林環境管理制度の導入を推進している

1) 森林の4機能を選定

重視する森林の機能を①森林資源生産、②防災、③生物多様保全、④レクリエーションの4機能に選定

2) 森林の4区分を設定

森林の機能を最大限に発揮させるため、県内の森林を①恒続林、②適正人工林、③自然林、④天然林にゾーニングして、必要な施策を推進

3) フォレスターアカデミーを開校

森林環境管理を実践する人材を養成する奈良県フォレスターアカデミーを開校

4) 奈良県フォレスターを市町村に配置

フォレスターアカデミー（フォレスター学科）を卒業した県職員を「奈良県フォレスター」として任命し、市町村に配置

①恒続林（道路・集落近傍）

環境保全を主目的に、木材生産にも資するよう、地域特性に応じた種類の樹木が異なる樹齢・高さの状態となる森林に誘導する。

発揮される
森林機能の
イメージ▼



②適正人工林（恒続林より奥山）

適正に管理されているスギ、ヒノキ等の人工林とするための施策を促進する。

発揮される
森林機能の
イメージ▼



③自然林（適正人工林より奥山）

スギ、ヒノキ等の人工林を地域特性に応じた種類の樹木が混交する森林に誘導することにより、自然の遷移による環境保全を図る。

発揮される
森林機能の
イメージ▼



④天然林

地域の原植生の森林を維持。



4. (2) 奈良県フォレスターアカデミーでの人材養成

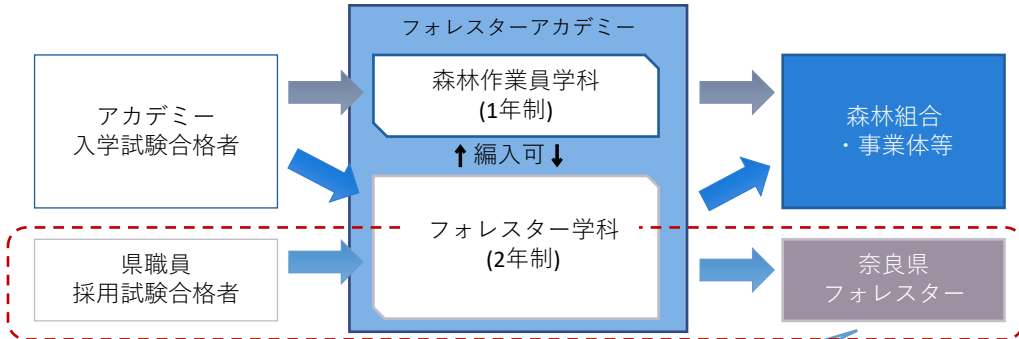
- 令和3年4月に奈良県フォレスターアカデミーを開校
- 毎年数名の奈良県フォレスターと15名程度の林業従事者を養成していくことが可能
- 今後、卒業生の受入先となり、地域の森林整備を担う林業事業体の育成確保が必要

1) 林業従事者の養成

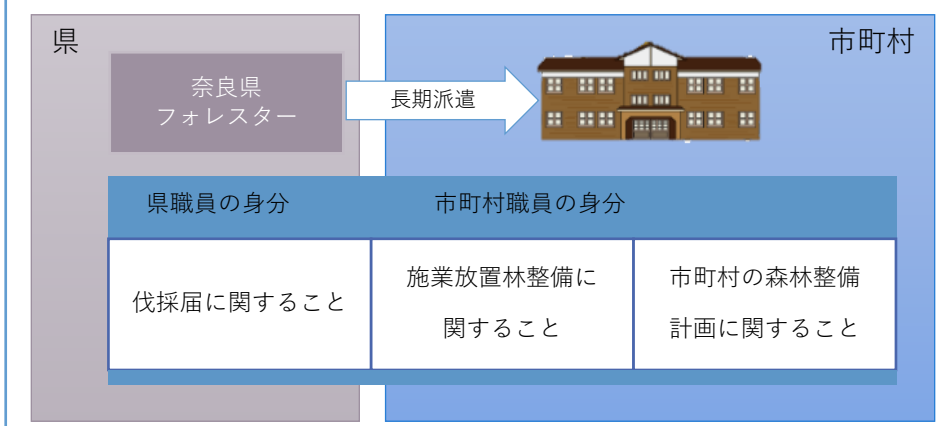
- 令和3～6年度に一般学生30名が卒業
- うち18名は県内林業事業体へ就職

2) 奈良県フォレスターの派遣

- 令和5年度：7市町村7名、令和6年度：2市村2名、合計9市町村9名を派遣
- 令和7年度：6名、令和8年度：5名を派遣予定

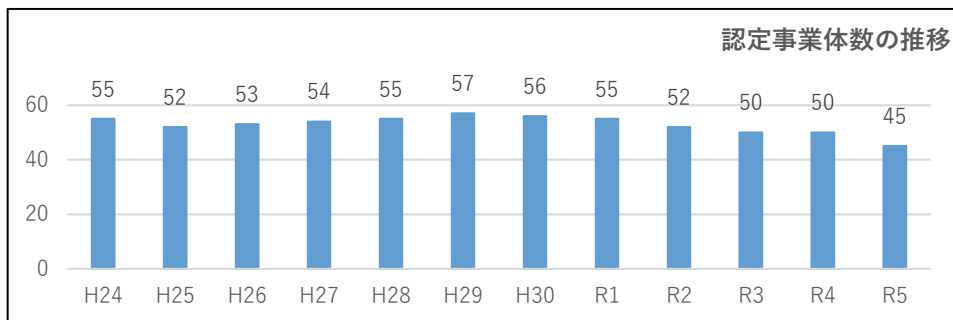
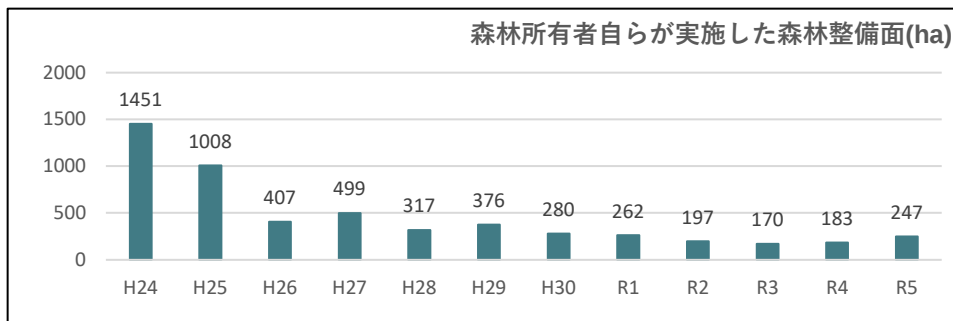
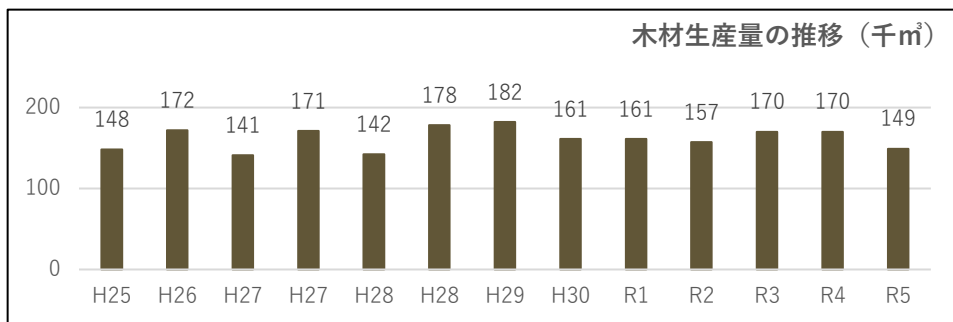


奈良県フォレスターの業務



4. (3) 木材生産量の減少

- 木材生産量が減少傾向であり、令和5年度の木材生産量は149千 m^3
- 山村地域の過疎化・高齢化により、自ら森林施業を実施できる森林所有者が減少していること、森林所有者から委託を受けて効率的な施業が実施できる林業事業体が減少していることが大きな要因
- 施業放置林の解消には、森林整備を担う「地域の中核となる林業事業体」の育成確保が重要



木材生産量は減少傾向 (R5年度：149千 m^3)

- 山村地域の過疎化・高齢化の進行により、自ら森林施業を実施できる森林所有者が減少
- 森林所有者から委託を受けて効率的な施業が実施できる林業事業体が減少

地域の中核となる林業事業体の育成確保が重要

「地域の中核となる林業事業体」のイメージ

- 正規職員を一定数雇用
- 給与や福利厚生が都市部の一般中小企業と同程度
- 森林所有者に働きかけて森林経営計画の策定や、高性能林業機械等を活用した効率的な森林整備、森林所有者への利益還元等が実施できる事業体

認定事業体 : 「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、雇用管理の改善や事業の合理化等の計画を知事に認定された林業を営む事業主
森林経営計画 : 「森林法」に基づき、森林所有者または森林の経営の委託を受けた者が森林の施業や保護等について策定する5年を1期とする計画

5. 次期森林環境税使途事業の方向性

事業継続の必要性

- 施業放置林は令和5年度末で65,552haと推計されており、混交林誘導整備事業の継続実施が必要
- 奈良県フォレスターアカデミーでの人材養成は順調に進んでおり、今後も森林林業を担う人材養成の継続が必要
- 森林環境教育、森林生態系保全の取組と合わせ、次期森林環境税においても、第4期森林環境税と同じ取組を継続して実施したい

新たな視点

- (1) 施業放置林の発生を防ぐため、経済活動の一環として効率的な森林整備を実施できる「地域の中核となる林業事業体」の成長促進
- (2) 県産材利用拡大のため、都市部の住民への森林の公益的機能の更なる理解を促進

参考：施業放置林の定義の見直し

- 森林資源の解析技術が進歩し、森林の健全度を科学的な指標で判定することが可能になったため、従前「10年以上間伐が実施されていない森林」としていた「施業放置林」の定義を、科学的な根拠に基づく「相対幹距比」による抽出結果に置き換える
- その結果、令和5年度末の「施業放置林」推計面積は65,552ha（令和元年度末の推計面積は88,300ha）

1) 従来「施業放置林」の定義

- 「施業放置林」の定義を「10年間以上間伐が実施されていない森林」とし、森林の間伐履歴をもとに抽出していた。
- 令和元年度末の施業放置林の推計は森林の間伐履歴をもとに抽出した88,300ha。

2) 航空レーザ解析の結果の活用

- 令和2年度から県が実施している航空レーザ測量の解析成果により、森林に存在する樹木の本数と樹高の把握が可能となった。
- スギ・ヒノキの人工林では本数と樹高から森林の混み具合を判定できる「相対幹距比（Sr値）」の算出が可能。

3) 「相対幹距比」による抽出

- 航空森林レーザ測量を実施した市町村から順次、「相対幹距比（Sr値）」で「**過密**」または「**超過密**」と判定される森林を「施業放置林」とする作業を進めている。

4) 令和5年度末の「施業放置林」推計面積

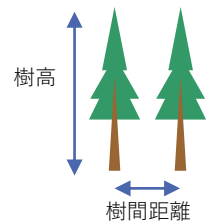
- 令和5年末の県内の「施業放置林」は「相対幹距比（Sr値）」で抽出したものが9市町村で16,380ha、森林の間伐履歴で抽出したものが25市町村で49,172ha、合計65,552haとなっている。

相対幹距比とは、上層木の平均樹高に対する平均個体間距離の割合

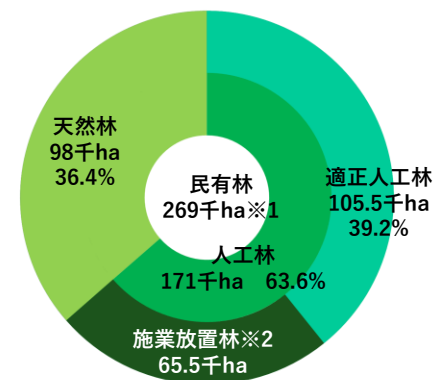
$$\text{相対幹距比 (Sr)} = \frac{(\text{樹木の個体間距離})}{(\text{上層木の平均樹高})} \times 100$$

Sr値： 17%以上20%未満…**適正**
14%以上17%未満…**過密**
14%未満…**超過密**

施業放置林



奈良県の森林の状況（R6.4.1現在）



※1 国有林を除く

※2 レーザ解析による管理状態の判定は9市町村に限る。

